

## 「ケアハウス ルンビニ大治」の入居ご案内

社会福祉法人 大樹会が設置運営しております「ケアハウス ルンビニ大治」の施設、福祉サービス、入居条件、必要経費及び入居手続き等の概要は、以下のとおりです。

### 1. 施設の概要

- (1) ケアハウス ルンビニ大治は、平成10年5月21日に開所した定員100名の施設です。平成18年3月15日より、24名で特定施設入居者生活介護を開始。その後、27名に増員して現在に至る。  
(平成27年4月よりは、定員94名の特定施設になります。)
- (2) 施設の1階には、食堂、浴室、事務室、2階には集会室、2階～6階には居室、洗濯室(コインランドリー)、3、5階には多目的室。それ以外の階は談話室を設けています。
- (3) 居室は、面積21.78㎡でキッチン、洗面台、クーベツ及びトイレを付設しており、また緊急連絡装置(ナースコール)及び空調機(エアコン)等も付いています。

### 2. 福祉サービス等の内容

介護保険を利用している方は、特定施設入居者生活介護の対応となります。

	ケアハウス	特定施設入居者生活介護
介護	介護は行いません。 体調が悪くなったときや自分でできなくなったときには、介護保険の申請をご家族でしていただくか、ご家族で対応をお願いいたします。	排泄、入浴、清掃等の介助は介護保険上、施設介護支援専門員がケアプラン作成し、それに基づき介護を行います。
食事	栄養士の立てた献立により、栄養バランスに配慮した食事を食堂で摂っていただきます。 月1回程度、行事食として季節に合わせた食事をしていただけます。 体調に合わせて、主食：硬さを変える。副食：大きさを変えることはします。(治療食は行いません。)	食事介助が必要な方は、施設の職員が食事介助をさせていただきます。 また、食事の内容を主食の堅さ、副食の大きさを変えるということで対応ができなくなった方には、ソフト食(別途費用)の対応もさせていただきます。
入浴	月～土までの夕方5時より、1人で入浴できます。 ※他の入居者様より、歩行に不安の訴えがあった場合は、本人・他の方の安全を確保するために介護保険をとっていただき入浴介助、もしくはご家族で入浴介助をしていただきます。	週2回を基本として、見守り、一部介助を含めた。介護職員での入浴介助を行います。 リフト浴の対応はさせていただきます。
清掃 環境整備	ご自分の居室はご自分もしくは、ご家族で行っていただきます。	週1回の居室清掃をさせていただきます。水回りに関しては適時行っていきます。 介護をさせていただくため、環境整備は、ご家族と一緒にさせていただきます。 ※破棄する必要があるためです。
洗濯	各階にある、コインランドリーを使用いただき、ご自分で行ってまいります。 クリーニングが週2回取りに来ていただけます。	週2回普段着、シャツ等の洗濯介助(別途費用)を行います。
病院対応	大治町内、近郊の指定病院への送迎を行わせていただいております。(時間、曜日の指定有) 時間、曜日以外、また、付添い、指定病院以外のところへの受診は、ご家族での対応をお願いさせていただきます。	往診を希望される方は、当施設協力医療機関での対応とさせていただきます。また、協力医療機関で対応できない科の場合は、介護職員付添いで受診をさせていただきます。 ※紹介状等で大きな病院への受診を進められている場合は、ご家族で対応をお願いさせていただきます。
緊急時	急に体調が悪くなったとき、居室、トイレにナースコールを設置させていただきます。 また、救急搬送の場合は、昼夜関係なくご家族に <u>対応をお願いさせていただきます。</u> さらに、救急搬送後、当日帰園等の場合は、再度起こる可能性があるため、ご家族に泊まり込みをお願いすることもあります。	居室のナースコールは枕元への延長を行わせていただいております。 また、救急搬送は、ケアハウスと同様の対応とさせていただきます。 さらに、救急搬送後、当日帰園等の場合は、状態により、家族の泊まり込みをお願いすることもあります。基本、夜勤の介護職員が対応をさせていただきます。

相談業務申請等	<p>色々な施設での生活上の問題や悩み（ご本人、ご家族）ごとに関しては、ご相談の対応をさせていただきます。</p> <p>また、<u>市町村への申請等の対応</u>に関しては、<u>ご家族でお願い</u>させていただいております。</p>	<p>色々な施設での生活上の問題や悩みごとに関しては、相談員、介護支援専門員、看護師等専門職員がご相談の対応をさせていただきます。</p> <p>また、介護保険上の申請は介護支援専門員が行わさせていただきます。</p> <p>それ以外の申請に関しては別途料金をいただき対応をさせていただきます。</p>
行事レク等	<p>お花、喫茶、お茶会等の定期行事、また、季節に合わせた行事（夏祭り、クリスマス会）を行っております。</p> <p>また、ボランティア公演（日本舞踊等）も来ていただいております。</p> <p>月1回移動美容室を利用いただけます。</p>	<p>午前中には、体操などを実施させていただいております。</p> <p>外出介助（喫茶店、スーパー等）の行事も行っております。</p> <p>月1回移動美容室を利用いただけます。</p>
健康管理	<p>健康管理は、ご本人・ご家族様の自己管理でお願いさせていただきます。</p> <p>※投薬がご自分で出来ない方は、必ず介護保険の申請をさせていただきます。</p> <p>※体調が悪い場合は、ご家族で受診していただきます。</p>	<p>当施設、看護師が体調管理を行います。</p> <p>この中には、毎日の体調チェック、病院との連絡、報告等、入浴前のバイタル測定、薬の管理等が入っております。</p> <p>脱水防止のための水分補給。</p> <p>年1回の健康診断。（国よりの義務です。）</p>
夜間	<p>宿直が対応をしますが、何か問題があった場合は、ご家族へ連絡させていただきます。</p>	<p>安否確認の巡視、夜間のトイレ介助、水分補給、体調不良時の対応をさせていただきます。</p>
買い物	<p>週1回近隣のスーパーへの送迎を行い、ご自分で買いに行ってください。</p>	<p>買い物付添い、買い物代行を別途費用で行います。</p>
終身次の施設等の対応	<p>当施設での対応はできません。</p> <p>ご家族で行っていただいております。</p>	<p>当施設での対応はできません。</p> <p>次の施設へのご相談はのりますが、施設への見学、申し込み等は保証人の方で行っていただきます。</p>

### 3. 入居者の条件（次の全ての条件を満たすことが必要です。）

#### ・ケアハウス

- (1) 満60歳以上で介護保険を受けていない方（夫婦で入居される場合は、どちらかが満60歳以上の方。）で、本人が入居を希望している方。
- (2) 高齢等のため1人で生活することに不安がある方。
- (3) 食事、入浴及び排泄、清掃、洗濯等の日常生活がご自分1人でできる方。
- (4) 認知症状、精神疾患がない方。また性格的に集団生活に適應できる方。
- (5) 確実な保証能力また、下記の①～⑤までのことを行っていただける身元保証人が2名必要となります。  
（身元保証人になっていただける方がいない場合には、保証協会に加入していただける方も可。）

#### ・特定施設入居者生活介護

- (1) 介護保険の要支援①～要介護⑤を受けておられる方で40歳以上の方。
- (2) 精神疾患、認知症状で当施設基準に該当し生活できる方。
- (3) 当施設の設備で対応できる方。
- (4) 介護拒否のない方。
- (5) 確実な保証能力また、下記の①～⑦までのことを行っていただける身元保証人が2名必要となります。  
（身元保証人になっていただける方がいない場合には、保証協会に加入していただける方も可。）

### 4. 保証人様の条件

- ① 保証人様の自宅から施設まで1時間以内であること。（極力、その方を第一保証人にしてください。）
- ② 保証人様が70歳に達した場合もしくは、達している場合は、それ以下の年の方をもう1名追加するか、他の方に保証人様を代わっていただきます。
- ③ 当該入居者が、急病や怪我等で入院を必要とする場合に病院へ来ていただける方。  
（※ 夜中の可能性もあります。）
- ④ 入居者様が、体調不良で泊り込みでの対応が必要な場合、泊り込んでいただくことができる方。
- ⑤ 入居者が必要経費を払えない場合は、入居者に代わって負担する等その役割を確実に実行できる方。
- ⑥ 少なくとも月1回の来園が可能な方。
- ⑦ 入居者様が、退居するときの身元引受の保証のできる方。（例、次の施設等の申し込み）

## 5. 費用

下表の利用料の内容	① 管理費（家賃に相当する経費です。） 月額 12,620 円（毎月お支払い頂く額です。）
	② 生活費（食費等に要する経費。国の基準変更により、若干額改定される場合があります。） 月額 43,700 円
	③ 施設の運営管理に要する経費。国の基準変更により、若干額改定される場合があります。） 月額 10,000 円～44,100 円（入居者の前年の所得額により定められた額、表 4 参照。）
	④ 各居室の水道代（キッチン、洗面台、トイレ） 月額 1,240 円
その他の経費	⑤ 千草の会（入居者の自治会）会費 月額 1,000 円
	⑥ 冬期加算（11 月～3 月は、暖房費として加算されます。） 月額 1,930 円
	⑦ その他の経費（入居者が居室内で使用する電気、電話〔個人加入〕等の料金。）
	⑧ 保証金 利用料の滞納分の充当や退居時の居室原状回復等の費用で退居時に残金を返却します。 入居時 19 万円
	⑨ 介護保険の申請しても介護度がでなかった場合で、身体的な理由で食事の配下膳が出来ない方のみ。 月額 配膳のみ 1,500 円 配下膳両方 3,000 円

平成 27 年 4 月よりは、介護保険の認定を受けておられる方は、階層別利用料と介護費本人負担額の負担となります。

表 4. 階層別（前年の収入額別）利用料一覧表（月額）

平成 27 年 4 月 1 日現在

階層	※対象となる前年の収入額	サービス提供に要する費用	生活費	管理費	水道料金	利用料合計
1	1,500,000 円以下	10,000	43,700	12,620	1,240	67,560
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000	43,700	12,620	1,240	70,560
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000	43,700	12,620	1,240	73,560
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000	43,700	12,620	1,240	76,560
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000	43,700	12,620	1,240	79,560
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000	43,700	12,620	1,240	82,560
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000	43,700	12,620	1,240	87,560
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000	43,700	12,620	1,240	92,560
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000	43,700	12,620	1,240	97,560
10	2,300,001 円以上	44,100	43,700	12,620	1,240	101,660

※この表の対象となる収入は、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

介護費本人負担額

平成 27 年 4 月 1 日

介護度	日額（円）	30 日分（円）	31 日分（円）
要支援①	179	5,370	5,549
要支援②	308	9,240	9,548
要介護①	533	15,990	16,523
要介護②	597	17,910	18,507
要介護③	666	19,980	20,646
要介護④	730	21,900	22,630
要介護⑤	798	23,940	24,738

※特定施設利用者は、利用料が変わります。（サービス提供に要する費用が、MAX 23,000 円に変わります。）  
消耗品等の個別費用があります。